

***2018年9月（第5版）

*医療機器届出番号 10B2X000290010501

***2017年11月（第4版）（新記載要領に基づく改訂）

類別：機械器具（15）舌圧子

一般的名称：舌圧子

JMDN：コード 14066000

一般医療機器

舌圧子

再使用禁止

・包装を開封したら直ちに使用してください。

【禁忌・禁止】

・再使用禁止

【形状 構造及び原理】

本品は木製(白樺材)であり、フィルムと上質紙で1本ずつ包装されており、エチレンオキシドガス滅菌済です。



【使用目的又は効果】

口腔・咽頭内診察に使用します。

【使用方法等】

口腔内に挿入し、舌を押さえます。

【使用上の注意】

・包装が破損、汚損している場合や製品に異常が認められる場合には使用しないでください。

【保管方法及び有効期限】

1.貯蔵・保管方法

水濡れに注意し、高温、多湿、直射日光の当たる場所を避けて、常温で保管してください。

2.使用の期限

*滅菌後3年として使用期限を外箱に表示
(自己認証による)

【製造販売業者及び製造業者の名称及び住所】

製造販売元 有限会社滅菌センターミヤチ

〒370-0303

群馬県太田市新田小金井町318-1

TEL0276 (0) 9090 FAX0276 (0) 9091

製造元 有限会社滅菌センターミヤチ